

経営会議の内容

件名	大和市国民健康保険条例第8条「出産育児一時金」の支給額等の改正について
所管部	市民経済部
日時・場所	平成21年7月16日(木) 9:30 ~ 9:45 政策会議室
出席者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、財政課長、総合政策課長、総合政策課総合政策担当係長、保険年金課長
提出理由	健康保険法施行令に定める出産育児一時金の額が38万円から42万円に引き上げられることに伴い、本市の国民健康保険条例に規定される同一時金を同様に引き上げることにについて国民健康保険運営協議会に諮問するため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」の原則とはどのようなことか。 (所管部) 被保険者が、事前に医療機関等と支給申請および受取の代理契約を原則おこなうこととなる。但し、被保険者の希望により今までどおり本人申請も可能である。 ・被保険者は、医療機関等へ支払う金額をどのように確認するのか。 (所管部) 被保険者は、出産費用の明細書を医療機関等から退院時に交付される明細書で確認をすることが出来る。 ・今回の出産育児一時金は、平成23年3月31日までの暫定措置であるがその後の対応はどうか。 (所管部) 国において、暫定措置経過後のあり方を既に検討しているが、まだ明確にはされていない。今後も国の動向を注視していく。
会議結果	案のとおり、進めていく。